確定申告はお早めに

2月16日(水)～3月15日(火)

税務収納課 ☎66◆1116

所得税

問合先

豊橋税務署
☎0532◆52◆6201
※自動音声案内になっています

申告書の提出先

豊橋税務署（〒440-8504　豊橋市大国町111）または、市県民税の申告会場へ

［豊橋税務署の相談時間］
平日の午前9時～午後5時
※2月20日(日)・27日(日)は相談を受け付けますが、混雑が予想されますので、なるべく平日をご利用ください。

■市民体育センターで相談できる申告
給与所得（年末調整していない場合など）、公的年金などの雑所得、医療費控除などの申告は、市民体育センターで相談できます。

■市民体育センターで相談できない申告（豊橋税務署で相談）
次に掲げる申告の相談が必要な方は豊橋税務署でお願いします。
・事業所得（営業、農業など）、不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得、申告分離選択の配当を確定申告する方
・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の確定申告を初めてする方
・贈与税、消費税の申告をする方

税理士による無料税務相談所

とき
2月16日(水)～3月4日(金)
※土・日曜日は除く

ところ
市民体育センター　大会議室

受付時間
午前9時30分～正午
午後1時～4時（終了）

申告が必要な方

■給与所得のある方
・平成22年中の給与収入が2千万円を超えた方
・給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えた方
・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超えた方　など

■公的年金などの受給者
公的年金などの受給者で所得税が源泉徴収されていた方は、確定申告で所得税を精算することになります。また、公的年金などを2カ所以上から受給している方や、それ以外に収入のあった方は確定申告が必要な場合があります。

■個人の事業経営者
平成22年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなった方　など

■土地・建物などを売却した方
譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなった方　など

確定申告書の用紙は、市役所税務収納課または申告会場にも用意しています。

所得税が還付される場合

確定申告をする必要がない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
・多額の医療費を支払った場合
・災害や盗難にあった場合
・年の途中で退職し、再就職していない場合　など
※医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書および領収書の添付が必要です。明細書は、市役所税務収納課または申告会場にありますので、**事前に記入して**、申告書に添付してください。
※還付を受けるための作成済みの申告書は、2月15日以前でも豊橋税務署に提出（郵送可）することができます。